

「商品政策(基本政策)」

2009年6月9日

京都生活協同組合

「商品政策(基本政策)」

構成

はじめに. この商品政策の性格	3
1. みんなの願い	3
2. みんなで大切にすること	3
3. 京都生協の供給する商品とは	4
4. 前提となる願いは安心と安全	4
5. 商品を供給するにあたっての考え方	5
(1) 安全についての考え方	5
(2) 品質についての考え方	7
(3) 安定供給についての考え方	8
(4) 価格と価格表示についての考え方	9
6. 品揃えの考え方	9
7. コープ商品	11
8. 産直	13
9. 環境・福祉にかかわる商品供給についての考え方	15
10. 健全な食生活についての考え方ととりくみ	15
11. 商品活動でめざすもの	16
12. 商品情報の提供と表示、商品事故対応の考え方	17
13. 取引先の選定の考え方	18
添付資料. 用語説明	19

はじめに。この商品政策の性格

- ①この商品政策は、商品についての組合員の願いを明らかにしたものです。また、京都生協が商品をとおして組合員にどのように貢献するのかを明らかにしたものです。
- ②この商品政策は、商品の取扱い・開発、普及、利用に際しての考え方と基準を明らかにするとともに、組合員・職員・生産者・メーカーが一緒になって大切にすることをまとめたものです。
- ③この商品政策は、商品についてのとりくみに組合員が参加する 京都生協 創立以来の商品活動の歴史を引き継ぎ、より豊かに充実させたものです。
- ④この商品政策は、「90年版 商品政策」について、「組織政策」「環境政策」「福祉政策」「商品改革方針」「食の安全基本政策」などの政策との整合性をとり、組合員のくらしの変化や商品についての様々なとりくみの到達を反映させて見直しをおこなったものです。
- ⑤商品政策は、組合員のくらしや社会状況の変化、科学的知見の発展、商品についてのとりくみの進展に応じて改定をおこないます。この基本政策については総代会での決定事項とし、基準や要件・とりくみなどについては時宜にかなった対応を機敏にすすめるために理事会での決定事項とします。

1. みんなの願い

- ①私たちは安全でよりよい商品を、より安く安定して手に入れることで、家族の健康を守り、くらしを向上させることを願います。
- ②私たちは安心して商品を利用できることを願います。安全のために努力がされていて、その努力に対する私たちの信頼に、事実をもって応える正直さを願います。
- ③私たちはそれぞれのくらしに対応した商品を利用できることを願います。

2. みんなで大切にすること

(1) 基本的な立場として大切にすること

私たちは商品の取扱いや開発・普及にあたって、生活協同組合として歴史的に培った基本的な立場を大切にします。

私たちは、消費者の権利の確立につとめます。

私たちは、人と自然の調和を大切にします。

私たちは、協同や提携を大切にし地域社会に貢献します。

(2) 商品にかかわって大切にすること

- ①私たちは、創立当初から努力してきた、安心と安全のとりくみと、それを追求した商品の開発・普及を、組合員参加ですすめることを大切にします。
- ②私たちは、組合員・職員・生産者・メーカーと一緒にとりくみ、お互いの顔とくらしの見える「交流」をおこない相互の「信頼」関係を強めることを大切にします。
- ③私たちは、栽培カレンダー・仕様書などにもとづく表示や、食の安全にかかわる事件・事故についてのお知らせをおこなうに際して、「正直」であることを大切にします。
- ④私たちは、その商品や素材のもっている「そのまま」の良さを大切にすることと、国内・府内の農業・漁業への貢献や環境・福祉・健康への対応などの社会的な主張と提案を、結合してとりくむことを大切にします。

3. 京都生協の供給する商品とは

- ①京都生協が供給する商品は、組合員が願いを実現する手段です。組合員が購入し使うことにより、組合員の願いが実現されます。
- ②京都生協が供給する商品は、組合員が価値を引き出します。組合員が使うことによりその価値が生まれ、評価がおこなわれます。
- ③京都生協が供給する商品は、組合員一人ひとりのくらしや願いの変化によって、組合員にとっての価値が違ってきます。それぞれのくらしに合った商品の供給が求められます。
- ④京都生協が供給する商品は、組合員により改善されることで役立ち続けることができます。そのため、組合員参加の商品活動が大切になります。

4. 前提となる願いは安心と安全

(1) 安心と安全の願い

- ①安心と安全は組合員みんなの願いです。そして、すべての前提となる願いです。
- ②京都生協は、取扱い・開発する商品について安心と安全を確保する取り組み

をすすめることにより、この願いにこたえていきます。

- ③京都生協は、取扱い商品のなかでも特に安心と安全の確保のための積極的な役割を果たすコープ商品、産直商品の開発・普及・利用をすすめ強化していくことにより、この願いにこたえていきます。
- ④安心と安全の願いの実現は、組合員・職員・生産者・メーカーが一緒になってこそ推進できるものです。その過程は京都生協のあたらしい価値創造そのものです。

(2) 安心とは

「安心」とは個々人が感じる主観的評価で、それぞれに評価の基準が異なりますが、京都生協は「安全」を実現していくプロセスに対する「信頼」であると考えます。そして、この「信頼」は「正直」によって確かなものとなります。「安全」のために努力がされ、その努力の内容がみえること、わかること、「正直」に伝えられることによって「安心」は大きくなります。

京都生協は、組合員の「安心」の確保のために、安全に関わるあらたな問題や科学的な情報を迅速・的確に収集し、組合員への情報提供と合意形成を大切にしていきます。

(3) 安全とは

「安全」とは検証にもとづく客観的な評価であり、安全であるとは「本来の作用以外に健康に有害なあるいは不都合な作用を及ぼさない」ことです。

私たちはこのような「健康に有害なあるいは不都合な作用」が無いことを望みますが、しかし実際のところ食品の成分をはじめとしてどんな物質でも毒性を持っています。そして、毒性には程度があり、その物質を摂取する量が問題となります。量によっては毒性が現れることでリスクが伴います。

リスク
→用語説明 P24

京都生協は、安全を実現するためにリスクをゼロに、またはリスクを限りなく小さくするように追求しコントロールしていきます。そのための考え方ととりくみ方についてはリスクアセスメントの考え方に基づいてすすめます。

リスクアセスメント
→用語説明 P24

5. 商品を生供給するにあたっての考え方

(1) 安全についての考え方

①食品の安全についての基本的な考え方

- a. その時点での最先端の科学的知見に基づいた客観的評価を採用し安全性評価をおこない、その評価に基づくコントロールをすすめます。評価は不断に見直していきます。

閾値 (いきち)

→用語説明 P21

ADI (エー・ディー・アイ)

→用語説明 P19

- b.ごく少量であれば毒性が現れない といわれる(閾値がある)物質については、その摂取量が一日摂取許容量(ADI)を下まわるように、量的なコントロールをおこなうことで安全を確保します。
- c.微量であってもリスクはゼロにならない といわれる(閾値がない)物質については、実質的に悪影響が現れないと見なせる量以下にコントロールすることで安全を確保します。また、リスクが大きく実質的に悪影響が現れるおそれのある場合には、不使用とすることや取り扱わないようにすることで安全を確保します。
- d.安全を確保するための判断に際しては 安全性評価を第一義としますが、その評価の如何にかかわらず、摂取量を少なくするために、使用しなくてすむものは可能な限り使用しません。組合員にとって有用性がないものは、使用しないことや取り扱わないようにすることで安全を追求します。

②非食品の安全についての基本的な考え方

- a.日用品による化学的危険 (例えば化粧品や殺虫剤などのケミカル商品により皮膚のかぶれやのどのいたみなどを生じる事です。) に対しては、化学物質の安全性評価に基づく使用基準・使用上の注意・警告表示により安全を確保します。
- b.日用品による物理的危険 (例えば踏み台が壊れてけがをしたとか電子レンジマットが加熱して火事になる等の事です。) に対しては、使用上の注意や予測可能な事故への警告表示により安全を確保します。

③事業を通しての「安全」確保の考え方

〈「安全」確保の考え方〉

食品の「安全」確保	a.衛生管理・食中毒防止のとりくみを最優先課題として強化します。 b.異物混入防止のとりくみを強化します。硬質の異物(金属・石・プラスチック・ガラス・陶器など)については、危害防止のための対応をおこないます。 c.化学物質に関する安全性確保は 社会的な規制に対応するとりくみを前提としてリスクアセスメントの考え方です。 d.食中毒・硬質異物の混入・化学物質などによる危害の発生が懸念される場合は迅速に判断と対応をすすめます。取引先に商品設計・原材料・製造方法など製品の安全性を証明するデータ・資料の提出を求めるとともに、国・業界・日本生協連の対応に注意を払い、保健所とも連携して対応をすすめていきます。
-----------	--

非食品の「安全」確保	<p>a.取扱い商品は該当する法令に適合していることが前提です。法令の規定がなく業界の自主基準がある場合には、それに適合している商品を優先して取扱います。</p> <p>b.化学的危険・物理的危険の発生が懸念される場合は迅速に判断と対応をすすめます。取引先に商品設計・原材料・製造方法など製品の安全性を証明するデータ・資料の提出を求めるとともに、国・業界・日本生協連の対応に注意を払います。</p>
「安全」確保のための情報の共有化	<p>a.安全性に関する最新の情報を入手し、組合員への情報提供と合意形成を大切にして安全確保のための判断と対応をすすめます。</p> <p>b.生産者・メーカーとのコミュニケーションを強化し情報の共有化をはかります。</p>
コープ商品、産直商品の役割	<p>a.コープ商品、産直商品の開発・普及・利用をとおして、「安全」の確保に積極的な役割を果たしていきます。</p>

(2) 品質についての考え方

①求められる「品質」とは

- a.前提として安全の基準を満たしていること。そして安全のためのとりくみの情報が提供されていて安心できること。
- b.国の法令・規格・基準および業界の自主規格・基準を遵守していること。
- c.食品については「おいしい」こと。そのうち生鮮品は 鮮度が良いこと。「おいしさ」や鮮度のわけがはっきりしていること。
- d.非食品については必要な機能性・耐久性があること。
- e.食品・非食品ともに、商品そのもの・容器・包装の使い勝手が良く、表示がわかりやすいこと。
- f.これらのことが安定して実現していて商品ごとのバラツキがないこと。

②「品質」確保の考え方

〈食品の「品質」確保の考え方〉

「安全」確保の基準の実現	<p>a.衛生管理や食品添加物などの「安全」確保の基準の実現を確認していること。</p>
商品設計の安定した実現	<p>a.量目・味・使用添加物などについて仕様書どおりに製造された商品設計が安定して実現していること。</p> <p>b.異物の混入、変質がないこと。</p>

鮮度とおいしさの追求	a.鮮度が良くおいしいこと。 (生鮮品は「今」「旬」を大切にします。)
使い勝手の良さへの対応	a.誰にとっても使いやすいこと。 (形状・加工方法・包材の改良をすすめます。) b.使う際にちょうど良い量目・規格であること。 (分包・使い切りの工夫をします。)

〈非食品の「品質」確保の考え方〉

「安全」確保の基準の実現	a.化学的危険・物理的危険の防止のための「安全」確保の基準の実現を確認していること。 b.予想され得る危険に対する使用上の注意・警告表示が、わかりやすく記載されていること。
商品設計の安定した実現	a.材質や規格などが仕様書どおりに製造され、商品設計が安定して実現していること。
機能性	a.使用目的に適した機能性を有していること。
耐久性	a.使用目的・使用場面に適した耐久性を有していること。
使い勝手の良さへの対応	a.誰にとっても使いやすいこと。 (形状・加工方法・包材の改良をすすめます。)

(3) 安定供給についての考え方

①京都生協の事業にとっての「安定供給」とは

- a.組合員の必要とする数量が、生産・流通をとおして確保できること。
- b.商品の利用が、生産・流通を維持できる数量であること。
- c.原料調達・生産・流通が安定していて、変動に対処できること。
- d.これらについて継続性があること。

②「安定供給」の確保のために

- a.生産を安定して継続するためには、製造・保管管理のロット形成に必要な利用数量が求められます。組合員の利用が安定供給の前提です。
- b.安定して商品供給できる生産者・メーカーとの関係づくりが求められます。互いに計画を確認し、顔のみえる関係を築き、不確定な要素を少なくします。国内・府内の生産者・メーカーとの関係を取りわけ大切にして安定生産基盤を高める努力をすすめます。
- c.今日のグローバルな食糧事情のもとで、不作や事故による原料確保の不測の事態への対応力が安定供給の条件です。生産地の変更等の対応をおこなう上でも流過程を溯って原材料・飼料の出所由来が追跡確認できることが必要です。輸入食糧および原材料については生産国の集中を避けるなど、

不作や事故に対するリスクを分散させることが求められます。

d.継続性を持った安定供給のために、環境に配慮した持続可能な生産体制をつくり維持していくことが求められます。

(4) 価格と価格表示についての考え方

①価格についての基本的な考え方

- a.商品の価値に見合った適正価格で提供します。不当な価格のつり上げや販売は行いません。そのためにも商品価値の適切な表示に努めます。
- b.「より良いものをより安く」、低価格・値頃を実現する努力を不断に行い、組合員の暮らしを守ります。
- c.店舗・共同購入の各業態特性への対応と京都生協としての一体性のある価格体系の運用で組合員の価格に対する信頼を作ります。

②共同購入と店舗の価格についての考え方

- a.共同購入は「通常価格」でも店舗より安い、エブリディロープライスの業態です。「通常価格」そのものを値頃で提供を行います。利用者の維持・拡大のための「対策価格」を講じることもあります。
- b.店舗は地域で絶えず競合店と価格を比較対照されている業態です。「家計応援」商品の拡大で暮らしへの貢献を図ります。競争の中で来店を維持するため「日替価格」を講じます。

エブリディ
ロープライス
→用語説明 P22

③比較対照価格表示についての考え方

- a.比較対照価格の表示にあたっては景品表示法の制定主旨に則り、消費者にとって、わかりやすく、誤解を招かず、根拠が明確で、うそがなく、役立つものを吟味して掲載します。
- b.基本的な購入判断の目安となる「通常価格」との対比については「店舗通常価格(=店舗定番価格)」を活用します。

定番
→用語説明 P22

6. 品揃えの考え方

(1) 生協の品揃えの基本的な考え方

- ①生協の品揃えは生協独自の「安全」の基準を前提として満たします。そのことで組合員の「安心」の願いに応えます。
- ②毎日の暮らしに欠かせない「普段づかい」の商品を中心に、使いやすい「適正量目・規格」を設定し、何よりも買いやすい「低価格・値頃」で提供します。

- ③コープ商品など生協独自のプライベートブランドの育成を図ります。その構成比を高めることで、社会的先進性や「生協らしさ・こだわり」を発揮していきます。
- ④暮らしを守り豊かにする有形・無形の商品・サービスについても、生協らしい特色と組合員のメリットを明確にして、それらの商品・サービスにふさわしい方法で取扱いや開発・提供を行います。
- ⑤組合員の利用動向や声に基づき、絶えず品揃えを見直していきます。組合員のライフスタイルやライフステージの違いに応じて選択性があり誰にでも役立つ品揃えを実現します。

ライフステージと
ライフスタイル
→用語説明 P23

(2) 各業態に応じた品揃えのあり方

- ①店舗の品揃えは「小商圈深耕型」
 - a.限られた商圈エリアに住むほとんどすべての消費者を対象に、
 - b.普段の暮らしに欠かせない食品や消耗品を、
 - c.「今晚のおかず」などその時の必要に応じて、
 - d.必要なときに必要なだけいつでも提供します。
- ②共同購入・個配の品揃えは「週1回利用・単品結集型」
 - a.予約で確実に配達されるしくみが役立つ人に、
 - b.品目の限られた「普段づかい」の中でも「普段づかい」の商品を、
 - c.「普段使うから」「そのうち使うから」先をみてご注文いただき、
 - d.週1回定曜日定時にまとめてお届けします。
- ③業態別の品揃えの差異を生むポイント
 - a.【利用のされ方の違い】店舗では「今晚のおかず」などその時の必要に応じて必要なだけ、組合員は来店して利用します。共同購入では週1回配達の制約のもとで組合員は少し先をみて注文し、確実に配達されることの便利さを支持しています。
 - b.【取扱いの品目数の違い】店舗では「普段づかい」の商品ではあっても地域の多様な消費者が自分にぴったりのものが選択できる品揃えの幅と深みが必要です。取扱い品目数が極めて限られる共同購入では「普段づかい」の中でも「普段づかい」の商品で、多数の組合員に幅広く支持されるものからまず品揃えすることが大切です。
 - c.【利用者のボリュームゾーンの構成の違い】店舗は限られた商圈内のすべての消費者が対象です。共同購入は予約で確実に配達されるしくみが役立つ人がまず対象で商圈は広域です。共同購入は子育て層が引き続きメインボリュームとなっていますが、近年、熟年層の構成も高まってい

商圈
→用語説明 P22

ボリュームゾーン
→用語説明 P23

ます。

(3) より役立つ品揃えの充実に向けて

- ①店舗でのより食卓に近い商品提供の充実と地域対応の強化
 - a.店舗では今晚のおかず・メニューが浮かぶ売場づくり、素材から加工品まで選択性のある品揃えの充実、より食卓に近い商品提供の強化をします。
 - b.また、自店の商圏内の消費者のライフステージやライフスタイルの特徴や地域の暮らしに対応した品揃えを行い、地域でなくてはならないお店となることをめざします。
- ②「共同購入・個配ならではの」商品の充実とライフステージ別対応の強化
 - a.週1回確実に配達される共同購入の特性を生かし、少し先を見てまとめてご注文いただくことで便利なもの・お買得なもの・使い勝手のよいものなど、「共同購入ならではの」商品づくりや品揃えを充実させます。
 - b.また、現在の共同購入・個配の利用者に幅広く支持される品揃えの充実をまずすすめながら、組合員のライフステージ別の対応をさらに深めていきます。
- ③特定の分野での切実な要望に応えて
 - a.介護消耗品やベビー用品、アレルギー対応商品など特定の分野であっても切実な要望に対して対応のあり方を深め、事業として継続性の持てるものに育てていきます。

7. コープ商品



(1) コープ商品とは

- ①コープ商品は、利用する組合員の声に応えてその願いを実現するために開発された商品です。
- ②コープ商品は、安心と安全の確保のための積極的な役割を果たす商品です。
- ③コープ商品は、「よりよいものをより安く、安定して」手に入れることを協同のとりくみで実現する商品です。
- ④コープ商品は、社会的な主張と提案を積極的に取入れていく商品です。

(2) 京都生協コープ商品と日生協コープ商品等の考え方


コープ商品には、京都生協が開発した京都生協コープ商品と、日生協等が

開発した事業連帯コープ商品があります。 それぞれに果たす役割があり、その役割に応じて取扱いや開発の判断をしていきます。

<p>京都生協コープ商品</p> 	<p>a.開発・見直しへの直接の組合員参加と声の反映。 b.歴史的に培ってきたメーカーとの信頼関係の継承・発展。 c.おいしさや嗜好などの地域性への対応。 d.地場産業や地域社会への貢献。 e.京都生協としての主張・提案の反映。</p>
<p>日生協コープ商品等 (事業連帯コープ商品)</p> 	<p>a.開発・見直しへの京都生協をつうじての組合員参加と声の反映。 b.協同のとりくみによる、品質・価格・安定性についてのスケールメリットの実現。</p>

(3) 「京のふるさと輪っとコープ商品」の考え方

京都生協コープ商品のうち次の役割と特色を持つものは、京都発の地場商品「京のふるさと輪っとコープ商品」として大切にします。

<p>【「京のふるさと輪っとコープ商品」の役割】</p> <p>a.府内産直運動をより強め、地域食糧確立をめざすこと。 b.商品開発を通じての地場産業や地域社会へ貢献すること。 c.農村漁村の経済振興＝「村づくり」「仕事おこし」に貢献すること。 d.府内のメーカーとの調和をはかり、また伝統技術の継承をつうじて伝統産業の発展を支えること。 e.生産者と消費者が連帯する取り組みをつうじて、地域産業の発展をはかること。</p>
<p>【「京のふるさと輪っとコープ商品」の特色】</p> <p>a.主要原材料は、府内の産物であること。 b.製造メーカーは府内および国内の取引先であること。 c.府内の農協・漁協や商工業者と提携して開発したものであること。 d.組合員の生活を豊かにすると共に、贈答品としても活用できること。 e.商品によっては「業態限定」「エリア限定」「期間限定」「数量限定」も加えた工夫。生産量などの条件を生かす工夫。</p> 

(4) 京都生協コープ商品の開発・見直しの考え方とすすめかた

①京都生協コープ商品の開発・見直しの考え方

- a.組合員の「声」と「くらしの姿」から出発し、くらしの変化や利用のされ方の変化に基づいて商品の開発や見直しをおこなっていきます。
- b.このとりくみの中で 組合員参加、職員・メーカーとの協同をつくっていくプロセスを大切にします。

②京都生協コープ商品の仕様の確定

- a.京都生協コープ商品は「京都生協コープ商品開発・見直しマニュアル」記載の要件に基づいて仕様を確定します。
- b.米・魚などの生鮮商品群については、生産が自然に影響されることと相場が変動することから、商品仕様の一部項目(*)について幅を持たせます。
(* サイズ・量目・入数・価格・供給時期 など)

(5) 京都生協コープ商品の廃番の考え方

- ①商品にはライフサイクルがあります。商品デビュー時の普及と利用の定着、さらに商品活動を通じての利用拡大により、商品としての安定した利用と供給をはかります。しかし、組合員のくらしや願いの変化、製造環境の変化の中で、商品コンセプトや仕様が組合員の「くらしの姿」からずれてくる場合があります。安定した利用と供給が困難な商品については見直しや廃番の判断が必要になります。
- ②利用状況を組合員にお知らせし普及をはかったにもかかわらず残念ながら利用が低い場合は、廃番の基準にもとづいて廃番とします。
- ③品質・価格・安定性についてのスケールメリットなど組合員のくらしに果たす役割に応じて、日生協コープ商品に統合して廃番の判断をおこなう場合があります。
- ④商品コンセプトや仕様が寿命を迎え見直しが困難な場合には廃番とします。

8. 産直

(1) わたしたちがめざすもの

産直の取り組みを通じて、わたしたちは以下のことをめざします。

- ①日本の農業、水産業、畜産業が持っている多面的な価値(*)を見直し、その再生と食料自給率の向上、地産地消の強化をめざします。

*農業、水産業、畜産業には、その基本的機能である食糧供給だけでなく、国土保全、水源のかん養（水を保持する能力）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった様々な価値があります。

- ②最新の「品質保証システム」(*)を確立し、安心して生産し、安心して

たべることができる安全で高品質な商品をめざします。

*商品の確かさ、安全性、品質を科学的に明らかにすることで、商品を安心して利用したいという組合員の期待に応えるため、生鮮商品では仕様書の点検や現地の点検によって、栽培方法や飼育方法を確認し、さらに、安全性を科学的に検証するために、検査による検証をおこないます。このような一連のプロセス全体が品質保証システムです。

③京都生協と生産者（組織）との協議や組合員と生産者との多様な形態での交流（*）を通じて、確固としたパートナーシップの確立をめざします。

*年間計画のすり合わせやお互いが抱える問題を率直に出し合い、協議することは、組織同士のつながりを強める上でとても重要なことです。さらに、組合員と生産者の交流を通じて、生産地を知り生産物を知ることが、産直をすすめる上でとても大事なことです。産地に伺っての交流をはじめ、店舗での宣伝販売時の交流、配達添乗時の交流など、様々な形での交流を考え実践していきます。

（２）産直商品と基準

産直商品とは、以下の「産直商品基準」に基づいて生産・管理され、組合員と生産者の願いを実現するための、京都生協独自の生鮮商品です。

- ①栽培や飼育方法などを記述した「商品仕様書」が、品目ごとに毎年提出され、その内容が京都生協と生産者双方によって検証されていること。
- ②安全で安心できる確かな商品を提供するために、適正な基準に基づいた生産・流通・供給がおこなわれ、そのことが京都生協と生産者双方によって、事実に基づき毎年検証されていること。
- ③残留農薬や残留動物用医薬品などについての抜き取り検査（モニタリング検査）が毎年おこなわれていること。
- ④京都生協と生産者（組織）との協議が毎年おこなわれていること。そして、組合員と生産者との交流ができること。
- ⑤化学的に合成された農薬および肥料の使用をできる限り抑えるなど、土壌の性質を改善することで農地の生産力を発揮できるように、双方の協議を通じて努力する意思があること。
- ⑥堆肥を施肥して資源循環型農業をおこなうなど、対象品目の生産、流通、加工、供給という一連の活動の中、いずれかのプロセスで環境負荷を低減させる手立てがとられていること。または、実現するための努力がおこなわれていること。

9. 環境・福祉にかかわる商品供給についての考え方

(1) 環境問題にとりくむ基本的な考え方

- ①自然と社会の仕組みを相互の関連のなかで総合的にとらえ、「生産―流通―消費―廃棄の連鎖」をトータルに視野に入れた科学的な活動を展開します。
- ②「人間―環境系の調和」という視座を土台に据えます。
- ③安心と安全へのとりくみを一層発展させ、環境に配慮した商品づくりをすすめます。

(2) 商品の環境配慮についての今後の方向

- ①「環境政策」と「環境商品の政策」に基いて、商品供給に際してより先進的な「環境に配慮した商品」の取扱・開発・普及をすすめるとともに、すべての京都生協コープ商品、産直商品についてその環境配慮の水準の向上をはかります。
- ②とりくみにあたってはこれまでの到達をふまえた上で社会的な規制に対応するとりくみを前提として、今日的な視点から現行の基準・細則を見直していきます。そのために日本生協連のとりくみとも連携して、関連法例への対応および「環境に配慮した商品」の要件の再整理、京都生協コープ商品全体の環境配慮の基準づくりをおこなっていきます。

(3) 福祉にかかわる商品供給についての考え方

ノーマライゼーション
→用語説明 P22

- ①京都生協コープ商品全体の課題として、ノーマライゼーションやバリアフリーの考え方をふまえて、ユニバーサルデザインをめざします。

バリアフリー
→用語説明 P23

- ②日本生協連や一般の商品も含めて、ユニバーサルデザインの商品を取扱います。

ユニバーサルデザイン
→用語説明 P23

- ③取扱い商品全てにわたり、組合員の声に基いて改善を積み上げていきます。
- ④介護用品など特定用品については、日本生協連や専門家からの最新の情報を得ながら取扱いをすすめていきます。
- ⑤商品自体と包装・容器の形状が使いやすく、デザイン・表示がわかりやすくあるために、日本生協連のとりくみとも連携して「商品の福祉に関する要件」の整理をおこなっていきます。

10. 健全な食生活についての考え方ととりくみ

(1) 健全な食生活についての考え方

- ①食の安全を確保する上で、衛生管理や化学物質に関する食品の安全性確保と

ともに、栄養バランスのとれた健全な食生活をすすめていくことが大切です。

- ②健全な食生活のためには、食事から適切に栄養素が取れていること、食事回数などの生活習慣が適切で自己管理ができていること、一人ひとりの食生活を応援する生協のとりくみなどの社会環境が整うことなどが大切です。また、楽しい食生活で精神的にも満たされて安心できる状態であることも大切です。
- ③健全な食生活をすすめるためには、組合員やその家族の「食の自立」が大切です。一人ひとりの組合員やその家族が自らの健康を守るために日々の食生活を管理し、様々な情報に惑わされることなく自分で判断していくことです。京都生協は商品供給・商品活動・情報提供をとおしてこの「食の自立」を積極的にサポートしていきます。

(2) 健全な食生活にむけてのとりくみ

- ①京都生協の安全基準にそった、生鮮品や下処理済みの素材から様々な加工度合の商品を提供することにより、健全な食生活をサポートしていきます。
- ②バランスよく食べるために、献立提案・ワンポイントアドバイスや商品の関連提案・売場づくりなど、情報提供と商品供給を結び付けてすすめます。
- ③売場づくりと連動したおすすめ商品利用の調理教室・献立提案活動など、商品供給と商品活動を結び付けてすすめます。また様々な食生活についての組合員のとりくみを広くよびかけます。

1 1. 商品活動でめざすもの

(1) 商品活動の目的

- ①私のくらしにぴったりの、商品・品揃えを、組合員自身の参加で、実現することです。
- ②実現するプロセスで「わたしのせいきょう」の実感を創出することです。

(2) 商品活動とは

- ①多くの組合員がそれぞれのくらしに合わせて商品を利用することにより、その商品の良いところやもっと良くしたいところを発見し、組合員どうしで伝えあい、意見をいい、声をあげていくとりくみです。
- ②組合員・職員・生産者・メーカーと一緒に コープ商品、産直商品など、商品を学び普及するとりくみです。
- ③組合員の声と参加により品揃えの見直しをすすめるとりくみです。品揃えは組合員によって、よりくらしに合うように変えつづけられていきます。

- ④組合員の声と参加により商品の開発・見直しをすすめるとりくみです。商品は組合員によって、より良いものに変えつづけられています。
- ⑤各地域・店舗での商品の利用・普及・開発・見直しの様々なとりくみについての相互の交流のとりくみです。

1 2. 商品情報の提供と表示、商品事故対応の考え方

(1) 商品情報提供の基本的な姿勢と考え方

- ①誰にでも読みやすく利用しやすいことをめざします。利用者の視点からわかりやすく、誤解や疑問・不安を招かず、役に立つことを大切にします。
- ②関連法規や業界標準など社会的に要件とされ確立しているものは前提として満たします。消費者の組織として規範となる運用を行います。
- ③この分野においても新たな社会的問題に対応して先進的な役割を發揮します。消費者権利の確立の立場に立った社会的世論づくりに寄与します。

(2) 強化すべき表示・情報提供の領域と方向性

- ①表示における先進性の発揮と情報提供の機会の充実
 - a.商品の取扱いにあたってはその包材表示が社会的要件を満たしていることを前提とします。
 - b.コープ商品の包材表示にあたっては、法令で定められた一括表示・遺伝子組み替え食品表示・アレルギー表示・包材材質表などについても、法令上の要件を満たすだけでなく、利用者の立場から期待される情報については提供できるように、根拠を明確にして独自の表示基準を設定します。
- ②利用する際に必要な情報・役立つ情報の提供の充実
 - a.コープ商品の包材表示については、利用する際に利用者に役立つ、おいしい食べ方やわかりやすい取り扱い説明が適切に情報提供できるように表示の充実をすすめます。一般商品については表示に誤りや偽りがなく、誤解を招かないものであることを最低の要件とします。
- ③コープ商品や産直商品を語る情報の充実
 - a.新しい組合員を毎年多数迎えており、既存のコープ商品や産直商品についても繰り返し、その基本的なコンセプトをお知らせしていくことが必要です。みてわかる、実感を持って受けとめられる表現で、いつも商品や産地・生産者のことが生き生きとわかる情報を提供します。
 - b.コープ商品や産直商品を通じて協同組合を語る大切です。商品の開

発時の物語や組合員・職員・生産者やメーカーが一体となって開発や普及を進めている姿を共感をもって受けとめられるように情報提供を図ります。

- ④誰にも読みやすく利用しやすいデザイン・表示・情報提供手法の開拓
 - a.誰にも読みやすく利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点にたった、デザイン・表示・情報提供のあり方を深めます。

(3) 商品事故・クレーム対応の考え方

- ①利用する組合員の立場に立ち、その声に真摯に耳を傾けることが前提です。利用者の気持ちに共感し、その気持ちをきちんと受けとめることが商品事故・クレーム対応の出発点です。
- ②商品事故・クレームから学び、商品や事業の改善に結びつけることが商品事故・クレーム対応の着地点です。生産者・メーカーとともに失敗から学び、改善に結びつけるプロセスを大切にします。

1.3. 取引先の選定の考え方

(1) 京都生協の取引先とのパートナーシップの考え方

- ①生産と消費とをできるだけ短いルートで結ぶことを大切にします。
- ②商品開発・売場提案などの共同研究や共同開発ができる関係を大切にします。
- ③府内の生産者・メーカー・流通業者との提携を大切にします。
- ④農協・漁協などとの協同組合間の提携を大切にします。
- ⑤他の生協や連合会との協同仕入れを大切にします。
- ⑥生産者・メーカーと消費者との相互理解や交流を大切にします。

(2) 取引先の評価・選定の考え方

- ①取引先については、次の評価・選定項目について評価をおこないます。
(京都生協コープ商品の取引先は全項目を、それ以外の取引先は商品開発についての部分を除いてあてはめます。)
 - a.生協運動について理解を得られる生産者・メーカー・流通業者であること。
 - b.経営が安定していること。
 - c.その商品の生産に適した設備・施設・技術を持つ品質管理の優れた生産者・メーカーであること。
 - d.原料調達や生産量について安定した供給能力があること。

e.商品開発・売場提案や品揃えなどの営業対応力・積極的な提案力があること。

f.クレームや事故に対して誠実・正直であり、対応力があること。

- ②京都生協コープ商品の取引先の決定に先立ち、製造者の工場調査をおこないます。また、容器包装への塩素系プラスチック不使用、不使用添加物および留意使用添加物、その他必要な事項について、理解されていることを確認します。

添付資料. 用語説明

本文中で説明や注を加えたものを除き、以下のものについて資料として用語説明を設けました。

【 ADI (エー・ディー・アイ) 】

【 閾値 (いきち) 】

【 エブリディロープライス 】

【 国民栄養調査 】

【 商圏 】

【 定番 】

【 ノーマライゼーション 】

【 発がん物質 】

【 バリアフリー 】

【 ポリュームゾーン 】

【 ユニバーサルデザイン 】

【 ライフステージとライフスタイル 】

【 リスク (Risk) 】

【 リスクアセスメント (Risk Assessment) 】

【 ADI (エー・ディー・アイ) 】 (→P6)

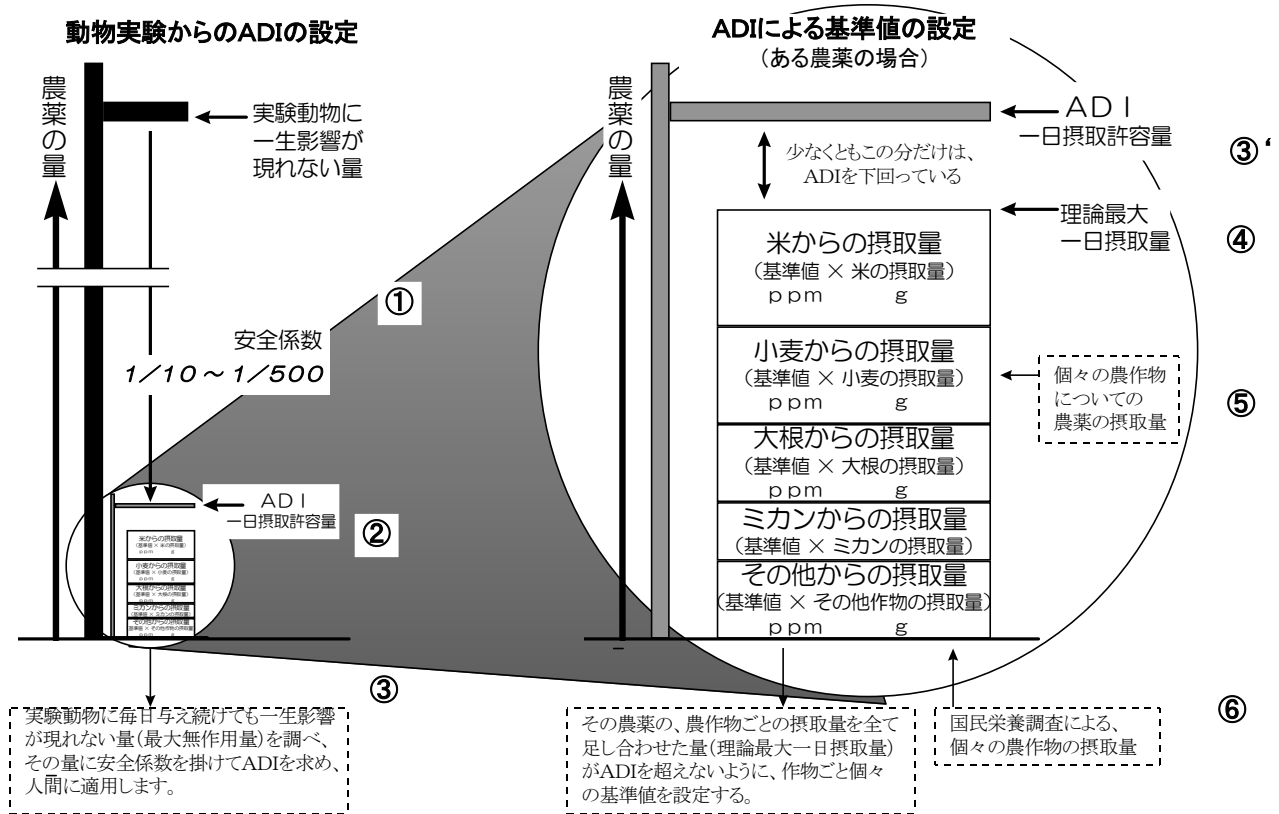
ADI (一日摂取許容量: Acceptable Daily Intake)

人間が毎日とり続けても一生の間に健康への悪影響がない摂取量のことです。化学物質ごとに動物実験によって調べた、一生涯その薬剤を与え続

けても影響が現れない量に、安全係数（1/10～1/500）を掛けて求めます。体重1 kgあたり1日あたりのmg数（mg/kg/日）で示されます。

ADIは、食品添加物や農薬などの意図して使用される化学物質を対象としていて、それらの残留基準や使用基準を定めるときの根拠となります。日本では国民栄養調査による一日あたりの各食品の摂取量をもとに、化学物質ごとの総摂取量はその物質のADIを上回ることがないように、物質ごとに各食品中の基準を設定し管理するという考え方がとられています。

一方、ダイオキシンなどの環境汚染物質のように、意図せず食品や大気を通じて摂取してしまう化学物質に対しては、同様に求められた数値についてTDI（Tolerable Daily Intake：耐容一日摂取量）という名称を用いて区別します。



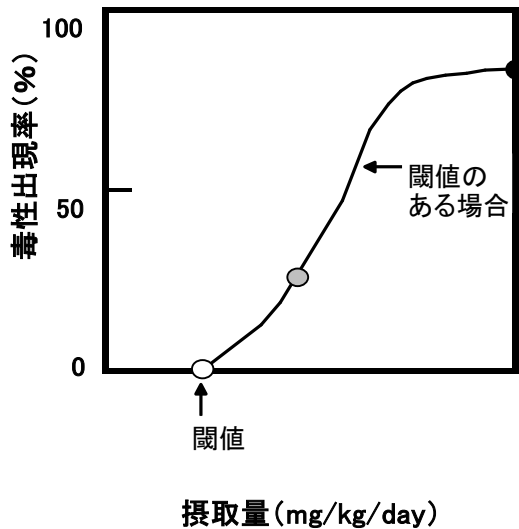
- ①動物実験で、その化学物質を毎日与え続けても実験動物に一生影響が現れない量(閾値)を調べます。
- ②その数値を人間に適用するために、安全係数(1/10～1/500)を掛けます。
- ③このようにして求めた値がその化学物質のADI（一日摂取許容量）で、人間が毎日とり続けても一生の間に健康への悪影響がない量です。体の大きさが違って適用できるよう、体重1 kgあたりの量で示されます。
- ④例えば農薬などの残留基準を設けるときにはこのADIに基づいて基準値が決められ、その農薬が使われるすべての種類の作物からの摂取量の合計(理論最大摂取量)がADIを必ず下まわるようにされています。
- ⑤作物ごとの個別農薬の基準値は、このように理論最大摂取量がADIを必ず下まわるように、ほかの作物の基準値との関わりでその作物の食べる量に応じて決められます。
- ⑥基準値を決めるときに用いるその作物の食べる量は、国民栄養調査によって調べられています。
 [その作物の基準値 × 国民栄養調査によるその作物の食べる量 = その作物からの摂取量の上限]

【 閾値 (いきち) 】 (→P6)

最小有効量。これ以下なら作用しないという量的な境目を示す量のこと
で、直接、遺伝子に作用する一次発がん物質や放射性物質には閾値がなく、
極微量であっても確率的には危害があります。一方、二次発がん物質の
ように閾値があるものは、その量以下である場合は、危害を生じません。

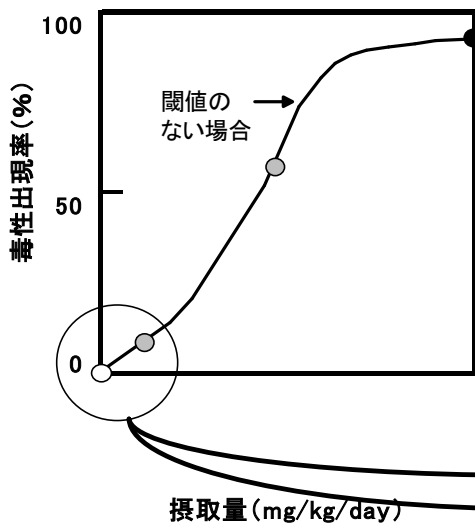
閾値がある場合とない場合を図で示すと、次のようになります。

〈 閾値がある場合 〉



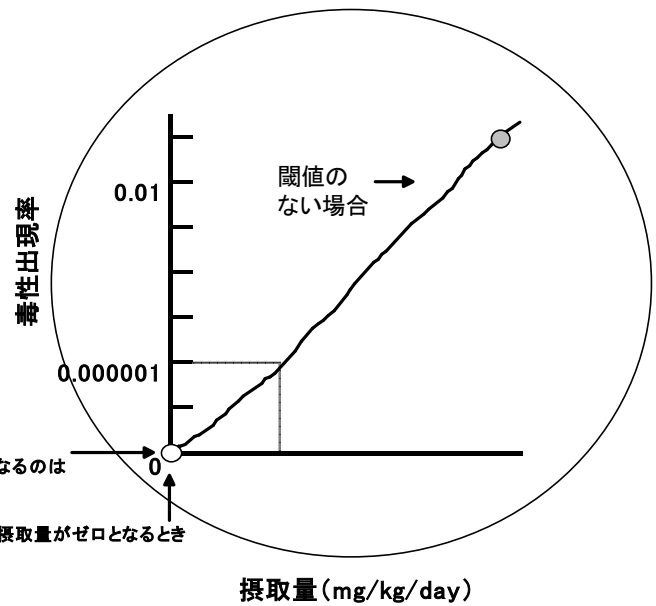
- ①この図の曲線は、摂取量が増えると毒性出現率も増える様子を表わしています。
- ②そして、矢印と白丸で示した点が閾値です。
- ③閾値は、毒性出現率がゼロとなる摂取量のことです、その量以下では毎日摂取しても毒性は現れません
- ④図の曲線が横軸に接するところの摂取量が閾値です。

〈 閾値がない場合 〉



リスクがゼロとなるのは

摂取量がゼロとなるとき



- ①左の図のゼロ付近を拡大したのが右の図です。摂取量がゼロでない限り毒性出現率はゼロになりません。このような場合を、閾値 (いきち) がないといいます。
- ②閾値がない場合には、実質的に悪影響が現れないとするレベルを決めます。それは、その物質を毎日摂り続けても一生のうち毒性が現れる人が100万人に1人の割合でしか増えないというリスクの大きさと、日常生活の中での様々なリスクと比べてもその悪影響を無視できると見なせるレベルです。右の図では毒性出現率の目盛りの0.000001(100万分の1)の所に線を引いてこのレベルを示しました。
- ③閾値がない場合には毒性出現率がこのレベル以下となるように摂取量を管理する必要があります。そしてさらに限りなくゼロに近づけるために努力していくべきです。

【 エブリディロープライス 】 (→P9)

毎日の通常価格が、安く設定されているということです。京都生協では、共同購入の通常価格をこのように位置づけています。

【 国民栄養調査 】 (→P21)

国民の栄養素の摂取量を把握し、栄養と健康の関連を調べようと、その基礎資料を得るために行なわれる調査で、日本人の一日当たりの各栄養素の摂取量や各食品の摂取量が明らかにされ、残留農薬基準などの基準や、国民の健康についての施策に反映されています。

【 商圈 】 (→P10)

店舗の周りの、日々買い物に来られる方の家や職場がある範囲のことで、京都生協の店舗はその商圈内の様々なライフステージ・ライフスタイルの組合員や消費者を対象にお知らせやなかまづくり(組合員の新規加入の推進)をおこないます。店舗の立地や規模にもよりますが一般に多くの場合には、徒歩で5分以内(半径500m圏内)を第1次商圈、自転車で5分以内(半径1km圏内)を第2次商圈、車で5分以内(半径1.5km圏内)を第3次商圈と位置づけて、各商圈内の人口を前提とした出店やお知らせ等がおこなわれています。

【 定番 】 (→P9)

店舗で日常的に品揃えをしている商品とその価格のことで、定番商品・定番価格というようにも用います。

【 ノーマライゼーション 】 (→P15)

国際障害者年を経て確立してきたもので、障害者はじめ何等かの配慮を必要とする人を特別扱いするのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、そうした共に生きる社会こそノーマルであるという考え方です。

実際のところ、何らかの配慮が必要とされる方々は決して少数派ではなく、障害者は300万人を超え、高齢者は1900万人に及び、ここに妊娠されている方、入院中の方などを加えれば人口の3割にも及ぶ方々が配慮が必要と数えられることとなります。今後の高齢化の進展で、高齢者が2025年に3151万人(1997年の1.5倍以上)にも達するという急速な増加の中で、健康な方でも眼の白内障化や手指のバランス調整能力の低下など日常商品を扱うことに不自由な面が多くなると指摘されていて、普通の生活を送れるための社会的な条件整備が求められています。

【 発がん物質 】 (→P22)

発がん物質は、その作用のしくみから次の様に分類されます。

- ・一次発がん物質(遺伝子傷害性発がん物質: Genotoxic Carcinogen)
- ・二次発がん物質(Secondary Carcinogen)
- ・プロモーター(Promoter)

現在のWHOの定義によると、このいずれもが発がん性有りとして判定されますが、それらの生物学的な意義は次のように異なります。

一次発がん物質は、遺伝子に直接作用して傷つけることにより、細胞を

がん化させる原因となります。その物質の量がわずかであっても遺伝子上の作用部位に出会うと作用するため（非可逆的作用）、これ以下なら作用しないという量的な境目（閾値：いきち）はありません。一次発がん物質が体内でその対象となる作用部位と遭遇する確率はその物質の量に依るため限りなくゼロに近づけることが望ましいものですが、避け難い場合には、実質的に無害と判断される確率（他の危害との比較により、生涯発がん率が 100 万人に 1 人）以下となるようにその量を管理する必要があります。

二次発がん物質は、体内の代謝のしくみなどに働きかけることにより、遺伝子に作用する物質を生み出すもので、その物質自体が遺伝子に作用し傷つけることがないのが一次発がん物質と異なるところです。体内の代謝のしくみなどへ作用するときには、一定の量があることが条件となるので、これ以下なら作用しないという量的な境目（閾値：いきち）が存在します。また閾値を越える量を摂取しても、体内のその量が減少すれば、その働きはなくなります（可逆的作用）。このように二次発がん物質は一次発がん物質と異なりADIを設定することができるので、その量以下となるように管理することで、生涯、影響が現れないようにできます。

プロモーターは、その物質自体単独では、がんをつくらず、他の発がん物質のはたらきを助けたり、既にある変異やがんの成長を促進させる作用のある物質のことです。それだけでは、がんの原因にならないというのが、一次発がん物質・二次発がん物質と異なるところです。二次発がん物質同様に可逆的で閾値が存在し、ADI以下となるように管理することが必要です。

【 バリアフリー 】 (→P15)

障害者の社会参加や高齢化社会の進展の中で指摘されている様々な社会的な障害（バリア）を無くすことです。建物・交通機関の段差解消や商品の使いにくさの解消など、「つくる側の発想」から「使う側の発想」への見直しのとりくみとして求められてきています。

【 ボリュームゾーン 】 (→P10)

年齢や家族の人数などをみたときに割合が多い層のことで、いちばん多い層をメインボリュームといいます。品揃えをおこなううえで、この層の方が利用しやすい商品があることが必要で、共同購入では子育て層がこれにあたります。また、サブボリュームとして、さらに上の年齢層の方が利用しやすい品揃えの必要性が高まってきています。

【 ユニバーサルデザイン 】 (→P15)

「ノーマライゼーション」、「バリアフリー」の考え方を商品へ具体化したもので、誰にとっても使いやすい容器・包装・表示・形状の商品設計のことです。障害者や高齢者だけでなく 普段は諦めている一般の消費者にとっても、不便な点を検討し改善されることで使いやすい商品となります。

【 ライフステージとライフスタイル 】 (→P10)

年齢や家族構成などにより商品の利用の仕方が異なり、それにおうじた品揃えをおこなうことが大切です。ライフステージは年齢にともなう家族構成の変遷の区分です。一人ぐらしから、結婚して2人の生活となり、子育て期、子供が成人後、と変遷していきます。ライフスタイルはそうした

生活の条件を背景として個々人の好みなどにより選択される暮らし方といえます。

【 リスク (Risk) 】 (→P5)

リスクとは、有害な作用があらわれる確率のことです。食品の安全についてのリスクとは食品をつうじて健康危害が生じる確率を意味し、限りなくゼロに近づける必要があります。

【 リスクアセスメント (Risk Assessment) 】 (→P5)

リスクの評価をおこなうことで、「その食品に含まれる物質は人間にどのような健康危害を及ぼすことが考えられるのか、それはどの程度の量で起こるのか」「食品経路以外でも人間が摂取することが考えられるのか、その量はどの程度か」、などのことを、その危害の性質や発生確率も含めて評価します。